

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴い、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）地区計画の建築物等の用途の制限を補正したので、次のとおり公告し、当該都市計画の図書を縦覧に供します。

平成30年4月2日

京都市長 門川 大作

1 地区計画の名称

二条駅地区地区計画，山科駅地区地区計画，西院溝崎町地区地区計画，久世高田・向日寺戸地区地区計画，竹田藁屋町油小路通沿道地区地区計画，納屋町商店街地区地区計画，吉祥院宮ノ東地区地区計画

2 補正内容

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う建築物等の用途の制限についての補正

3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

(都市計画局都市企画部都市計画課)